

新型コロナウイルス感染症について

1 発生状況

(1) 海外における発生状況（2月14日12時現在、括弧内は死亡例）

国・地域	感染者数 (死亡者数)	国・地域	感染者数 (死亡者数)	国・地域	感染者数 (死亡者数)
中国	63,851(1,380)	オーストラリア	15	インド	3
香港	53(1)	マレーシア	19	フィリピン	3(1)
マカオ	10	ネパール	1	英国	9
台湾	18	カナダ	7	ロシア	2
タイ	33	カンボジア	1	スウェーデン	1
韓国	28	スリランカ	1	スペイン	2
米国	15	ドイツ	16	ベルギー	1
ベトナム	16	アラブ首長国連邦	8		
シンガポール	58	フィンランド	1		
フランス	11	イタリア	3	計	64,186(1,382)

(2) 国内における発生状況（2月14日12時現在）

- ・居住地別：神奈川県3人、中国（武漢市、湖南省等）15人、奈良県1人、大阪府1人、三重県1人、京都府2人、千葉県3人、東京都1人、埼玉県1人、和歌山県1人、調査中222人 計251人（うち、死亡例1人）
（国内事例21人、チャーター便帰国者12人、クルーズ船218人）
- ・現在のところ、県内での当該感染症の発生はない。

2 本県における対応

(1) 庁内の体制整備

- ・危機管理連絡会議において現状等について情報共有。（1/28）
- ・保健所長・衛生研究所長会議において現状等について情報共有し、電話相談体制や県内での集団発生に備えた医療体制について対応を依頼。（1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について関係課と確認。（1/30, 31）
- ・感染症の専門家等で構成された感染症対策委員会において、本県の対応状況等について報告し、各委員から意見や助言を聴取。（2/4）

(2) 医療提供体制の整備

ア 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきか分からないという県民の方々の不安を軽減し、また、患者の診療体制の整った医療機関「帰国者・接触者外来」に確実につなぐために、各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置。（2/5～）

イ 医療機関への情報提供、協力依頼

- ・呼吸器症状のある患者にサージカルマスクを着用させ、医療従事者は診察の際に標準予防策を実施する等、院内での感染対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義に該当する場合は、管轄保健所に連絡するよう依頼。（1/8～）

ウ 検査実施体制の整備

- ・衛生研究所における検査実施体制を整備。（1/26～）

(3) 予防・まん延防止対策

ア 電話相談窓口の設置

- ・県民の疑問や不安を解消するため、疾病対策課及び各保健所内に相談窓口の設置。（1/31～）
（相談件数）

1/31	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/10	2/12	2/13	2/14	計
114	136	107	85	75	72	76	55	77	154	951

イ 県民への注意喚起

- ・県ホームページに、電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターについて案内するとともに、風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、マスク着用等の咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策が重要であることを周知。
- ・NHK県域放送や茨城放送等、各種メディアを通じて、関連情報を周知。
- ・県内の各種業界団体等を通じて、県民や事業者等に感染症対策の徹底を周知。（1/31）
- ・特に旅館業組合等には、宿泊者に対する新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症時に必ず申し出るよう伝えること等周知し、医療機関の紹介等の支援を依頼。

ウ 厚生労働省東京検疫所鹿島出張所及び茨城空港出張所との情報共有

- ・茨城港（日立港区、常陸那珂港区）、鹿島港での検疫について、迅速な情報提供を依頼
- ・茨城空港の国際航空便が運休となったことにより、東京検疫所茨城空港出張所も機能を休止している。

【茨城空港での取り組み】

- ・サーモグラフィーによる監視。
- ・武漢への渡航歴のある人への注意喚起のためのポスターを掲示。
- ・発熱が確認された場合や、体調不良等の自己申告があり、武漢市の滞在歴や感染患者との接触歴の有無等を確認し、入国管理局と調整。

【茨城港（日立港区、常陸那珂港区）及び鹿島港での取り組み】

- ・茨城港（日立港区、常陸那珂港区）、鹿島港においては、東京検疫所鹿島出張所が無線検疫を実施し、船舶代理店を通じて、来航するすべての船舶が乗組員の健康状態を報告。
- ・体調不良の報告があった場合、状況に応じて乗船検疫を実施する等、検疫所と船舶代理店で対応について協議。

※なお、出入国管理法に基づき、14日以内に湖北省及び浙江省における滞在歴のある又は湖北省及び浙江省発行の中国旅券を所持する外国人は本邦に上陸できない。

(4) 海外渡航者への注意喚起

- ・ 県ホームページに外国語対応できる医療機関や外国語診療ツールについて案内。(1/31～)
- ・ 関係団体を通じて、各宿泊施設へ宿泊者に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状(咳等)の発症時には、必ず申し出るよう伝えること等周知し、医療機関の紹介等の支援を依頼。(1/24, 27)

(5) 社会福祉施設及び学校関係への対応

- ・ 社会福祉施設等に対し、職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を実施することや、職員の健康管理、入所者等への情報提供や相談対応等を実施するよう周知。
- ・ 県教育委員会から市町村教育委員会等に中国から帰国した児童生徒等への対応や発症した児童生徒等、教員等の対応について周知。

(6) 横浜港に寄港したクルーズ船内で確認された新型コロナウイルス感染症患者の受入れ

- ・ 2月10日以降、厚生労働省から本県に対し、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客乗員のうち、新型コロナウイルスに感染した患者の受入れの要請があり、2月11日以降、10人を超える患者を県内の感染症指定医療機関が受入れた。

3 今後の対応

引き続き、県民に対し手洗いの励行や咳エチケット等の予防対策を徹底するよう各種メディアを通じて啓発する。また、県内におけるパンデミックに備えて、新型インフルエンザ等協力医療機関に外来や入院の協力を要請していることから、必要な医療提供ができる体制を整備する。

さらに、県内発生があれば、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的な対応を実施するとともに、相談窓口や帰国者・接触者相談センターの対応時間を延長する等の充実を図る。

その他、医薬品や医療資機材の確保、物資やライフラインの安定供給体制整備の要請や、不要不急の外出自粛、施設の使用制限等に関する検討を行う。

【参考：新型コロナウイルスとは】

(1) 概要

- ・昨年12月以降、中国武漢市において、新型コロナウイルス肺炎患者が複数報告された。
- ・感染経路については不明。現状では、ヒトからヒトへの感染は認められるものの、感染の程度は明らかではない。
- ・潜伏期間は1～12.5日（多くは5～6日）。
- ・感染経路は、現時点では、飛沫感染と接触感染とされている。

(コロナウイルスとは)

- ・コロナウイルスは、ヒトや動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスで、ヒトに感染症を引き起こすものは、これまでに6種類が知られている。
- ・このうち、重症急性呼吸器症候群（SARS（サーズ））や中東呼吸器症候群（MERS（マーズ））は、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるが、それ以外は一般の風邪などの重度ではない症状にとどまる。

(2) 主な症状、治療

- ・発熱、全身倦怠感、乾いた咳等。入院患者では呼吸困難も多い。
- ・対症療法（抗ウイルス薬はない。）

(3) 予防対策

- ・石けんやアルコール消毒液等による手洗いの励行。
- ・咳などの症状がある方は咳エチケットの徹底。
- ・持病のある方などは上記に加えて公共交通機関や人混みの多い場所を避ける。

(4) その他

- ・1月28日、感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令を決定。2月1日より施行。
- ・今後、患者に対する入院措置や就業制限、接触者調査等の防疫措置を実施。

【参考：新型コロナウイルス感染症疑い例の定義】

患者が次のア～エに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省又は浙江省に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省又は浙江省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するもの

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの